

中国会社法における影の取締役規制

――イギリス法との比較

申請者：SBI大学院大学 盧曉斐

本報告は、2023年中国会社法改正により新設された影の取締役規制（192条）を主たる検討対象として、その法的性質および制度設計上の課題を、イギリス法上の影の取締役制度との比較を通じて明らかにすることを目的とする。

中国においては、支配株主や実質的支配者が形式的には取締役の地位に就かず、実質的に会社経営に影響力を行使することにより、会社法上の責任を回避するというガバナンス上の問題が指摘されてきた。2023年改正会社法は、こうした状況に対応するため、いわゆる影の取締役に相当する行為類型を規制対象として位置づけ、イギリス法を参照しつつ、支配株主・実質的支配者が取締役等に対して会社または株主の利益を害する指示を行った場合に、当該取締役等と連帯して責任を負うとする192条を新設した点に特徴がある。

同条の法的性質をめぐっては、不法行為責任構成説と信認義務拡張説が対立しており、立法者は明確な理論的基礎づけを示さないまま、「一種の法定責任」とする整理にとどめている。その結果、「指示」に継続性要件を要するか否か、責任主体を「支配株主・実質的支配者」に限定したことによる認定構造の複雑化、立証責任および因果関係判断基準の不明確性、さらに他の関連規定（180条3項、21条、22条）との体系的関係など、解釈上・適用上の課題が顕在化している。そこで本報告は、中国会社法における影の取締役規制を対象として、指示の認定枠組み、適用除外の射程、責任構造という観点から、その法的性質と問題点を検討する。

他方、イギリス法における影の取締役制度は、判例法理と立法の積み重ねを通じて制度内容が精緻化されており、継続的指示要件の機能、専門家助言や親会社の通常統治活動に対する例外の位置づけ、支配株主への適用に関する慎重な司法判断、さらに影の取締役に取締役の一般的義務を独立して負わせる理論構造や多層的救済手段の整備といった点に特徴が見られる。

これに対し、中国会社法192条は、取締役の義務違反を前提として支配株主等に從属的・連帯的責任を課す構造を採用しており、影の取締役に取締役の一般的義務を直接帰属させるイギリス法の制度構造とは異なる位置づけに立つ。この点に、中国法における影の取締役規制の制度的特質が見出される。

以上の検討を通じて、本報告は、中国会社法192条を支配株主責任規律の一環として捉え、その意義と限界を理論的に明らかにするとともに、イギリス法の運用実務を参照することにより、中国法における認定要件の明確化、例外規定の整備および今後の制度運用に対する示唆を提示する。